

「男女及び多様な性の平等参画のための三鷹市行動計画 2027（仮称）」の策定に向けた考え方について

1 計画の位置づけと方向性

三鷹市では、平成 18（2006）年 4 月に制定した「三鷹市男女平等参画条例」の基本理念に基づき、男女平等参画施策を推進するため、行動計画を策定してきました。令和 2（2020）年 3 月に確定した「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第 2 次改定）」では、本計画を女性活躍推進法に基づく「三鷹市女性活躍推進計画」としても位置づけるとともに、LGBTQをはじめとする多様な性への理解増進など、新たな施策を盛り込みました。

今回の改定では、4 年間の実行計画として策定し、令和 6（2024）年 3 月に確定した市の最上位計画である「三鷹市基本構想」、その実現を図るために令和 6（2024）年 6 月に策定した「第 5 次三鷹市基本計画」における施策の方向性を反映した内容とします。また、令和 6（2024）年 3 月に制定した「人権を尊重するまち三鷹条例」の理念を踏まえ、人権の尊重を基礎としながら、令和 6（2024）年 4 月より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「三鷹市困難女性支援基本計画（仮称）」の位置づけも加え、男女平等参画施策を推進していきます。

あわせて、国や東京都の動向、コロナ禍等を踏まえた社会経済情勢の変化、顕在化している課題等への対応を図り、デジタル技術も活用しながら、性別等にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮し、生涯にわたり、いきいきと暮らしていける取組を推進します。

三鷹市男女平等参画条例

第 3 条（基本理念）

- (1) 市、市民、事業者等が協働して、何人も男女の性別により差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重される社会を実現すること
- (2) 社会のあらゆる分野において、何人も男女の性別にかかわらず、対等な構成員として個人の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現すること
- (3) 何人も男女の性別による固定的な役割分担を強制されることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択ができる社会を実現すること

2 計画策定の背景

- (1) 国及び東京都の動向
ア DV防止法の改正

平成 13（2001）年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、これまでに何度かの改正を重ね、令和 5（2023）年 5 月の改正では、重篤な精神的被害を受けた場合も接近禁止命令等の対象とするなど、保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化が図られたほか、都道府県における関係機関等による協議会の設置などが定められました。

イ 女性活躍推進法の改正

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』の改正により、令和 4（2022）年 4 月から「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」や「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する一般事業主行動計画の公表義務が、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されました。

ウ 育児・介護休業法の改正

『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』の令和 3（2021）年 6 月の改正では、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするための環境整備などが定められました。

エ 困難女性支援法の成立

令和 4（2022）年 5 月 19 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和 6（2024）年 4 月に施行され、市町村は、計画の策定が努力義務とされました。困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにするため、相談体制の整備などが求められています。

オ L G B T 理解増進法の成立

国では、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、令和 5（2023）年 6 月に施行され、地方公共団体による理解の増進に関する施策の実施などが努力義務として盛り込まれました。

また、東京都では、令和 4（2022）年 11 月に東京都パートナーシップ宣誓制度が開始されました。三鷹市は、令和 6（2024）年 3 月には、東京都と協定を締結し、相互にサービス利用が可能となっています。

(2) 三鷹市の現状

ア 子育て世代の女性人口の推移

令和 5（2023）年 9 月にまとめた「三鷹市将来人口推計」では、20 代から 30 代の若年女性人口が当面若干の増加傾向になるものの、長期的には減少に転じる見込みです。

イ 男女平等参画の進捗状況

第 5 次三鷹市基本計画や各個別計画の策定に当たり、市民の満足度や意向を把握するため、令和 4（2022）年度に市民満足度調査を実施し、男女平等参画施策における目標指標に対する達成度を確認しました。「各分野における男女の地位が平等になっていると思う人の割合」は、いずれの分野においても目標値を下回る状況となっています。

■男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第 2 次改定）における指標

指標名		前期実績値 平成 26 (2014) 年度	中期実績値 平成 30 (2018) 年度	後期実績値 令和 5 (2023) 年度	目標値 令和 5 (2023) 年度
各分野における 男女の地位が平等 になっていると 思う人の割合	家庭の中で	35.7%	40.7%	36.5%	50%
	職場の中で	20.7%	25.9%	26.4%	40%
	学校教育の中で	66.6%	42.8%	40.2%	80%
	社会全体で	17.3%	12.8%	23.7%	40%
生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）という言葉を見聞きしたことのある人の割合		65.7%	74.9%	78.6%	75%

ウ 人権を尊重するまちづくりの推進

「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定、令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行し、性別などにかかわらず全ての市民が差別的な取り扱いを受けることがなく、人権が尊重される社会を実現する市の理念や方向性を明確にしました。

エ 性の多様性に関する対応

人権としての性の尊重の普及・啓発を図り、パートナーシップ関係にある方の生きづらさや差別、偏見など、生活上の支障を軽減するとともに、誰もが自分らしく生きることが出来る地域社会の実現をめざして、「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例」を制定し、令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行しました。これに伴い、市職員の福利厚生に係る諸規定の改正を行いました。また、市職員の多様な性への理解促進のため、当事者を招いて

の職員研修を段階的に実施し、ほぼ全ての正規職員が受講しました。

このほか、市の公共施設に多目的トイレやプライバシーが守られる個室の更衣室を設置するなどの取り組みを進めています。

オ コロナ禍における支援

コロナ禍では、日常生活への影響が長期化したことから、こころの相談室などにおける相談件数が増加しました。別居・離婚のほか、DVに関する相談が増加し、内容によっては、他の相談窓口や専門機関を紹介するなど、必要な支援へとつなげました。

また、コロナ禍にあつて、経済的な影響等により生理用品を用意することが難しい方を対象に、窓口での配布を実施しました。生理の貧困を契機に相談窓口につなげることを基本に、的確な支援に努めました。

3 計画策定のポイント

(1) 男女平等参画の市民意識の向上

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）」における目標指標は達成しておらず、男女平等参画社会の実現には至っていません。そうした中、固定的な性別役割分担意識についても解消できておらず、その障壁となっているアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）を無くしていくために、地域全体の意識の向上を図ります。

(2) 配偶者等からの暴力に関する支援

先述のとおり、コロナ禍による影響として、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数の増加が全国的な社会問題となっており、三鷹市も同様の傾向にあります。こうした現状を踏まえ、DVやハラスメントの防止と正しい理解の促進に向けた周知啓発をより推進します。また、被害者の支援に向けて、庁内関係部署や地域の関係機関との連携強化を図るほか、相談しやすい環境づくりや相談窓口の周知に取り組めます。

(3) 女性活躍社会の実現に向けた取組

非正規雇用による雇用の不安定性やキャリアアップの機会不足、育児と仕事の両立の難しさ、賃金格差など、女性の就業に関する課題が多く存在しているのが現状です。女性の再就職や起業、キャリアアップ支援、働き方の柔軟化等を推進するとともに、男女平等の意識啓発などに取り組み、あらゆる子育て世代の女性がまちに魅力を感じ、いきいきと働ける地域社会をめざします。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しています。令和6（2024）年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく、「三鷹市困難女性支援基本計画（仮称）」に位置づけ、民間関係団体の連携体制の構築など、困難な問題を抱える女性への支援体制の強化に取り組みます。

(5) 多様な性への理解と尊重

三鷹市では、「男女平等参画」を「何人も男女の性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野における活動に対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合うこと」と定義しています。LGBTQをはじめとし~~た多様な性のあり方を含め、人権としての性が尊重される社会の実現に向けて、理解促進と普及啓発を図ります。~~て、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、個人として尊重される社会の実現に向けて、理解促進に取り組んできました。男女間の平等参画の視点に加えて、多様な性のあり方への理解を広めることで、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

(6) 情報発信の充実

コロナ禍において行動が制約される中で、オンラインツールの普及などのデジタル化の進展により、情報発信や普及啓発のあり方も変化が生じています。男女平等参画の推進に当たっては、デジタル技術を活用し、利便性の向上を図るとともに、必要な方に必要な情報がしっかり届くよう、SNSの活用や講座のアーカイブ配信などにより、情報発信の充実を図ります。

4 計画の体系 ※骨格案（案）

「男女平等参画のための三鷹市行動計画 2022（第2次改定）」における各施策を発展的に継承しつつ、体系の見直しを行います。

また、人権の尊重を基礎としながら、新たに「三鷹市困難女性支援基本計画（仮称）」の位置づけも加え、男女平等参画施策を推進していきます。

(1) 男性・女性及び多様な性の人権の尊重

ア 人権尊重の視点に立った男女平等参画意識の啓発

イ 多様な性の尊重と暮らしやすいまちづくりの推進

(2) ライフ・ワーク・バランスの実現と女性の活躍への支援<三鷹市女性活躍推進計画>

- ア ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた意識啓発
- イ 働きやすく、働きがいのある環境づくり
- ウ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた市の率先行動
- エ 様々な分野における男女平等参画の推進

(3) 安全・安心な暮らしの実現

- ア 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者の支援<三鷹市配偶者等暴力対策基本計画>
- イ 困難な問題を抱える女性への支援<三鷹市困難女性支援基本計画（仮称）>

(4) 推進体制の整備・充実

- ア 女性センター機能の充実
- イ 庁内連携の強化と計画の推進

5 今後のスケジュール

日 程	内 容
令和 6 (2024) 年 8 月 1 日	<第 1 回男女平等参画審議会> 計画策定の考え方、骨格案（案）の協議①
令和 6 (2024) 年 8 月下旬 ～ 9 月	<第 2 回男女平等参画審議会> 計画策定の考え方、骨格案（案）の協議②
令和 6 (2024) 年 9 月	<総務委員会> 計画策定の考え方、骨格案の報告
令和 6 (2024) 年 10～11 月	各部と計画に盛り込む個別事業を調整
令和 6 (2024) 年 10 月	<第 3 回男女平等参画審議会> 計画素案（案）の協議①
令和 6 (2024) 年 11 月	<第 4 回男女平等参画審議会> 計画素案（案）の協議②
令和 6 (2024) 年 12 月	<総務委員会> 計画素案の報告
令和 7 (2025) 年 1 月	パブリックコメント実施
令和 7 (2025) 年 2 月	<第 5 回男女平等参画審議会> 計画案諮問答申
令和 7 (2025) 年 3 月	<総務委員会> パブリックコメントの結果及び変更点の報告